

## 足立区の成年後見制度利用促進取組状況について

### 1 はじめに（背景）

平成12年 制度スタート（介護保険制度と同時）・・・平成25年度から利用が伸びない（横ばい）

- 理由
- ①専門職に厳格に財産管理される割に、意思決定支援（身上監護）が乏しい
  - ②後見人の担い手が「専門職」に偏っている（親族の選任が少ない）
  - ③後見人を支援する体制が未整備である  
（家庭裁判所だけでは後見人支援を担えない・後見人の不正（横領）が起きている）

### 2 国の動き

(1) 平成28年5月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行

(2) 平成29年3月「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定

目的：制度の利用者が、きちんと制度のメリットを実感できること。

権利擁護支援が必要な人が、早期に確実に相談・支援窓口につながること。

（後見人の不正がなくなること・・・）

→ 区市町村：「計画策定」「体制整備」「審議会設置」（3つの努力義務）

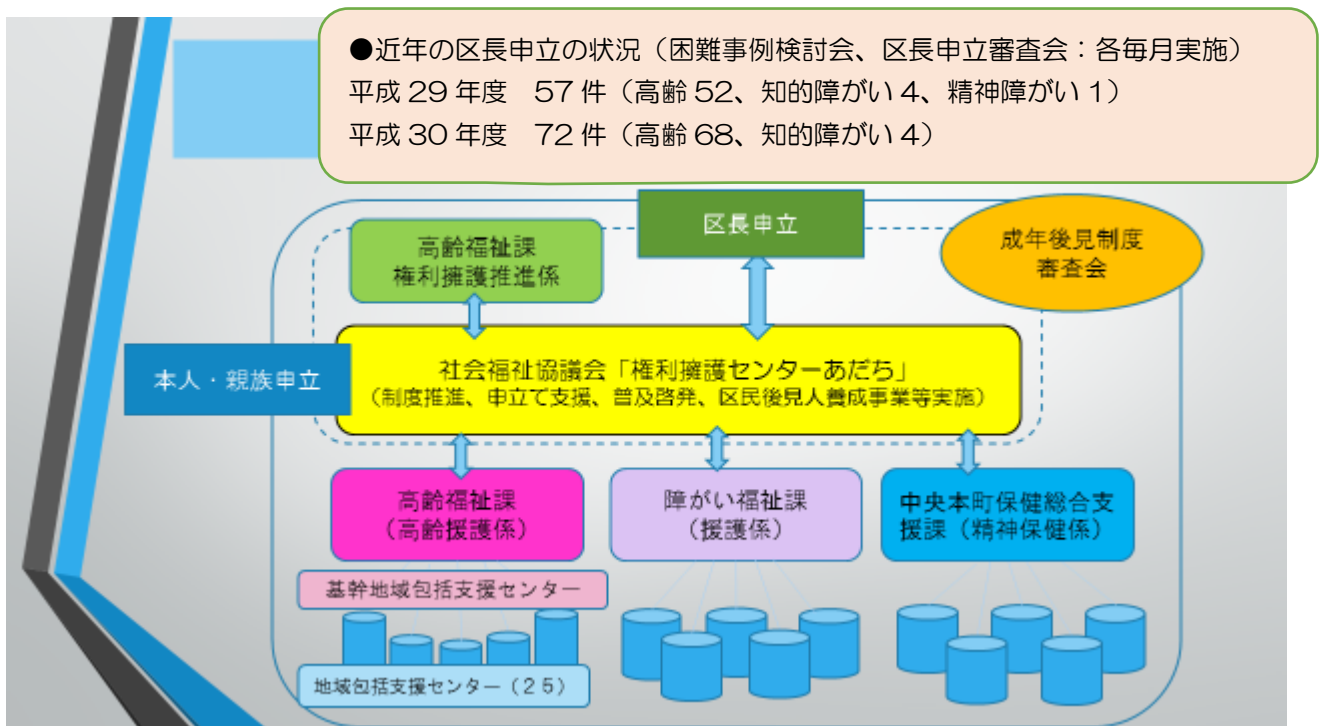
具体的には・・・①制度の利用周知・相談窓口の設置②アセスメント・支援検討  
③利用促進（候補者の推薦）④後見人等への支援

地域の「ネットワーク」（地域連携ネットワーク）と「中核機関」が必要

### 3 区の現状

(1) 平成13年度から「区長申立」開始（審判請求できる親族がいない方の後見等開始審判申立）

(2) 平成15年度から「権利擁護センターあだち」に成年後見制度支援事業を業務委託  
（＝区の成年後見制度推進機関）



(3) 利用促進について

庁内横断的に連携を図り、区から権利擁護センターあだちに推進事業を業務委託

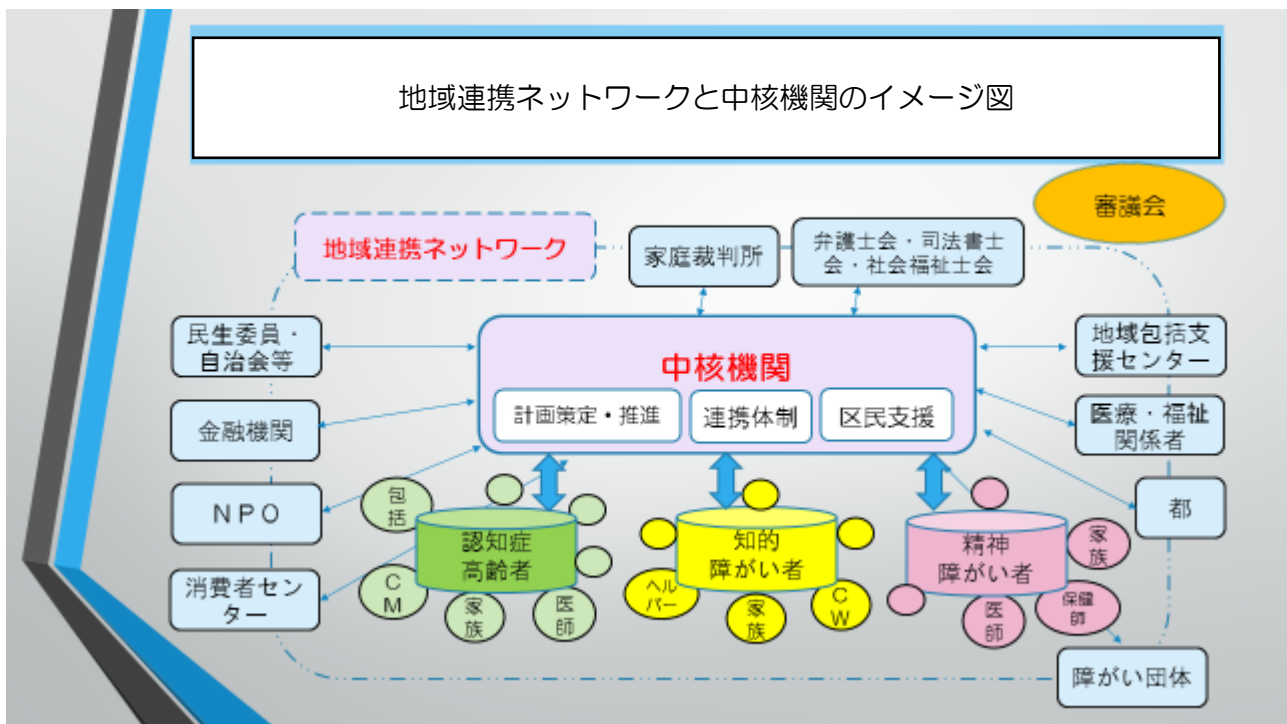
- ・ 成年後見制度（権利擁護）推進連絡会・・・年6回（庁内・社協係長級職員）
- ・ 成年後見制度審査会（条例設置）・・・年4回（弁護士・司法書士・社会福祉士・公証人）

(4) 成年後見制度利用者数等

- ①成年後見制度を利用している区民・・・1,109人（平成30年12月末時点）  
（内訳：後見855、保佐190、補助49、任意後見15）
- ②後見人と被後見人の関係（平成30年1年間に審判が下りた件数：229件の割合）
  - 親族・・・約24%（子、その他親族、兄弟姉妹、親、配偶者の順に多い）
  - 専門職・・・約76%（司法書士、弁護士、社会福祉士、区民後見人等の順に多い）
- ③あだち区民後見人・・・27名（平成31年4月時点：累計37名養成）  
（内訳等：女性20名、男性7名。平均年齢60歳）

4 区の今後の動き（令和3年度目途）

- (1) 地域連携ネットワークを構築する→権利擁護支援が必要な区民が、早期に確実に適切な権利擁護支援に繋がるようにする
- (2) 中核機関を設置する→地域連携ネットワークの中核となり、対象者区民の「支援チーム」を作る。成年後見制度利用に進む場合は、対象者にふさわしい制度利用に向けた検討と専門的判断を行う。そして、後見人選任後の支援（主に親族後見人）を行う



(3) 今年度新規に取り組んでいること

- ①親族後見人の支援・・・親族後見相談会実施（区民の相談ニーズ把握）
- ②地区三士会（弁護士・司法書士・社会福祉士）との意見交換会（平成30年度～）  
地域連携ネットワークの構築や中核機関機能のあり方について意見交換